

指定（介護予防）短期入所生活介護事業
運営規程

特別養護老人ホームひまわり園

指定（介護予防）短期入所生活介護事業運営規程

第1章 総 則

（規程の趣旨）

第1条 この規定は、社会福祉法人虹の会（以下を「事業者」という。）が設置経営する指定（介護予防）短期入所生活介護の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図る。

（事業の目的）

第2条 事業者は入所する要支援者、要介護者に対し、適切な指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供する。

（基本方針）

第3条 （介護予防）指定短期入所生活介護事業は要介護状態又は要支援となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業者の職員は明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営

を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業者の名称等)

第4条 事業者の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホームひまわり園
- 二 所在地 岡山県和気郡和気町佐伯158

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業者に次の職員を置き、指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供に当てる。

職 種	員 数	職 務 内 容
管 理 者	常勤1名	事業所の一元管理
医 師	非常勤1名	利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導
生活相談員	常勤 1名以上	入所者の生活指導、面接、身上調査並びに 入所者やその家族等からの相談、生活・行動 プログラムの作成
介護職員 看護職員	常勤換算 17名以上 (内看護職員 3名以上)	入所者の介護 入所者の看護

介護支援専門員	常勤 1 名 以上	利用者の自立に向けて専門的な視点から施設サービス計画の作成。見直しに関する業務
機能訓練指導員	1 名以上	入所者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための機能訓練
管理栄養士	1 名以上	栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するための業務
事務職員	1 名以上	庶務及び会計事務に従事する

2 前項の職種及び員数は、併設する指定介護老人福祉施設との合算数とする。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日は年中無休
- 二 営業時間は 24 時間とする。

(利用者等の定員)

第 7 条 事業所の利用定員は、次のとおり。

併設型：20 名

空床利用型：特別養護老人ホームひまわり園の定員 50 名以内

(事業者が提供する指定(介護予防)短期入所生活介護サービスの内容)

第8条 事業者が提供する指定介護福祉施設サービスの主な内容は次のとおりとする。

- 一 入浴、排泄及び食事等の基本介護
- 二 日常生活上の世話
- 三 機能訓練
- 四 健康管理

(サービスの利用料その他費用の額)

第9条 利用料は次のとおりとする。

- 一 法定代理受領サービスとして指定(介護予防)短期入所生活介護を実施した場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

二 朝食 397円 昼食 524円 夕食 524円

三 理美容代 実費

四 滞在費

従来型個室 1日当たり 1231円

多床室 1日当たり 915円

五 通常の送迎実施地域以外に居住する利用者を送迎した場合の送迎費は

1kmあたり 10円とする。

(通常の送迎の実施区域)

第10条 通常の送迎の実施地域は、和気郡和気町、赤磐市、備前市、美作市、久米郡美咲町及び岡山市の一部（旧瀬戸町）とする。

（事業所利用上にあたっての留意事項）

第11条 入居者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

2 入居者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内の立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。

但し、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

3 利用者は、ホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

（緊急時等における対応）

第12条 事業者の職員は、利用者の心身状態が急変する等、利用者に対する指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供中に事故が発生した場合は、速やかに市町村、岡山県、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの

提供を受けられるよう、業務継続計画を策定し、必要な措置を行う。

(非常災害対策)

第13条 事業者は、利用者の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連携体系を整備し、それらの内容を定期的に従業員に周知するものとする。

2 事業者は非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行うこととする。

3 事業者は非常災害時における利用者の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、地域住民、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。

4 事業者は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の受け入れに努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業員

に周知徹底を図る

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 全3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする

（指定（介護予防）短期入所生活介護の利用契約）

- 第15条 事業者は、指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供の開始に際しては、入所申込者又はその家族に対し、サービスの内容に関する重要事項説明書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を書面により得るものとする。

（衛生管理及び施設職員等の健康管理等）

- 第16条 事業者は、使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業者は、当該施設において、感染症または食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業者は、職員に対し年1回以上の健康診断を受診させるものとする。また、深夜勤務に就く者は年2回以上の健康診断を受診させるものとする。

- (2) 事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テ

レディ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (3) 事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (4) 事業者において従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(秘密保持等)

- 第17条 事業者の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を厳守するものとする。
- 2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を厳守すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
 - 3 事業者は、居宅介護支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により利用者の同意を得た上で行うものとする。

(介護予防)短期入所生活介護計画の作成等)

- 第18条 事業者は、利用者の心身及び機能の状態に応じた(介護予防)短期入所生活介護計画を作成し、利用者、又はその家族に対して説明し、文書による利用者の同意を得るものとする。
- 2 事業者は、(介護予防)短期入所生活介護計画に記載されたサービスを実施し、継続

的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(サービスの提供記録の記載)

第19条 事業者は、指定（介護予防）短期入所生活介護を提供した際には、当該指定（介護予防）短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定（介護予防）短期入所生活介護について、利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又は介護予防サービス費その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

2 事業者は指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するものとする。

(苦情処理)

第20条 事業者は、提供した指定（介護予防）短期入所生活介護サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けるための窓口を設置する等必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、提供した指定（介護予防）短期入所生活介護サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出者若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 4 事業者は市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
- 5 事業者は、提供した指定（介護予防）短期入所生活介護サービスに関する入所からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

（損害賠償）

- 第21条 事業者は、利用者に対する指定（介護予防）短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（身体的拘束等）

- 第22条 事業者は、指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。
- 2 事業者は身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第23条 事業者は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を随時設けるものとする。なお、この研修には、高齢者の尊敬を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めるものとする。

(記録の整備)

第24条 事業者は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(その他)

第25条 この規定の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人虹の会と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成15年 4月 1日より一部改定施行する。

この規程は、平成17年10月 1日より一部改定施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日より一部改定施行する。

この規程は、平成18年 6月 1日より一部改定施行する。

この規程は、平成18年 8月 3日より一部改定施行する。

この規程は、平成20年 8月 28日より一部改定施行する。

この規程は、平成23年12月 15日より一部改定施行する。

この規程は、平成27年3月20日より一部改正施行する。

この規程は、平成27年10月15日より一部改正施行する。

この規程は、平成29年3月23日より一部改正施行する。

この規程は、平成30年3月29日より一部改正施行する。

この規程は、平成30年8月1日より一部改正施行する。

この規程は、令和3年4月1日より一部改正する。

尚、この規程は 令和3年10月1日より適用する。

この規程は、令和6年4月1日より一部改正施行する。

この規程は、令和6年8月1日より一部改正施行する。

この規程は、令和6年11月1日より一部改正施行する。

この規定は、令和8年3月1日より一部改正施行する。